

こども施策及び障害児支援関連の研修について

こども施策及び障害児支援に関連する主な研修の全体像(イメージ)

こども施策

④こども家庭ソーシャルワーカー

※認定資格

③子育て支援員研修

①保育士等キャリアアップ研修

②放課後児童支援員認定資格研修

乳幼児期

学齢期

児童発達支援

放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

障害児入所支援

障害児相談支援

障害児支援

⑤児童発達支援管理責任者研修(サービス管理責任者研修と分野共通)

※児童発達支援管理責任者は、指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援において基準により配置が必要

⑥相談支援従事者研修

※相談支援専門員は、指定障害児相談支援及び指定計画相談支援において基準により配置が必要

⑦専門コース別研修(障害児支援)

※相談支援専門員、児童発達支援管理責任者等に共通
(都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能)

⑧医療的ケア児支援者養成研修

⑨医療的ケア児等コーディネーター研修

※相談支援において修了者の配置等により加算の算定可

⑩強度行動障害者支援者養成研修(基礎、実践)、中核人材養成研修

※各研修の修了者の配置等により加算の算定可

障害福祉

①保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定
(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)(令和元年6月24日付一部改正))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
- ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
- ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

＜対象者＞

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

＜対象者＞

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

＜対象者＞

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。
- ※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	- 乳児保育の意義 - 乳児保育の環境 - 乳児への適切な関わり - 乳児の発達に応じた保育内容 - 乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	- 幼児教育の意義 - 幼児教育の環境 - 幼児の発達に応じた保育内容 - 幼児教育の指導計画、記録及び評価 - 小学校との接続
③障害児保育	障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	- 障害の理解 - 障害児保育の環境 - 障害児の発達の援助 - 家庭及び関係機関との連携 - 障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	- 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 - アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 - 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	- 栄養に関する基礎知識 - 食育計画の作成と活用 - アレルギー疾患の理解 - 保育所における食事の提供ガイドライン - 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	- 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 - 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 - 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	- 保健計画の作成と活用 - 事故防止及び健康安全管理 - 保育所における感染症対策ガイドライン - 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン - 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	- 保護者支援・子育て支援の意義 - 保護者に対する相談援助 - 地域における子育て支援 - 虐待予防 - 関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。	- マネジメントの理解 - リーダーシップ - 組織目標の設定 - 人材育成 - 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
保育実践	子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	- 保育における環境構成 - 子どもとの関わり方 - 身体を使った遊び - 言葉・音楽を使った遊び - 物を使った遊び

②放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（都道府県、指定都市、中核市が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等の一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県等の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可） 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	放課後児童クラブ運営指針解説書など、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目) ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目) ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目) 【免除の考え方】 ○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。
既修了科目の 取扱い	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県等は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。
修了評価	研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。 受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

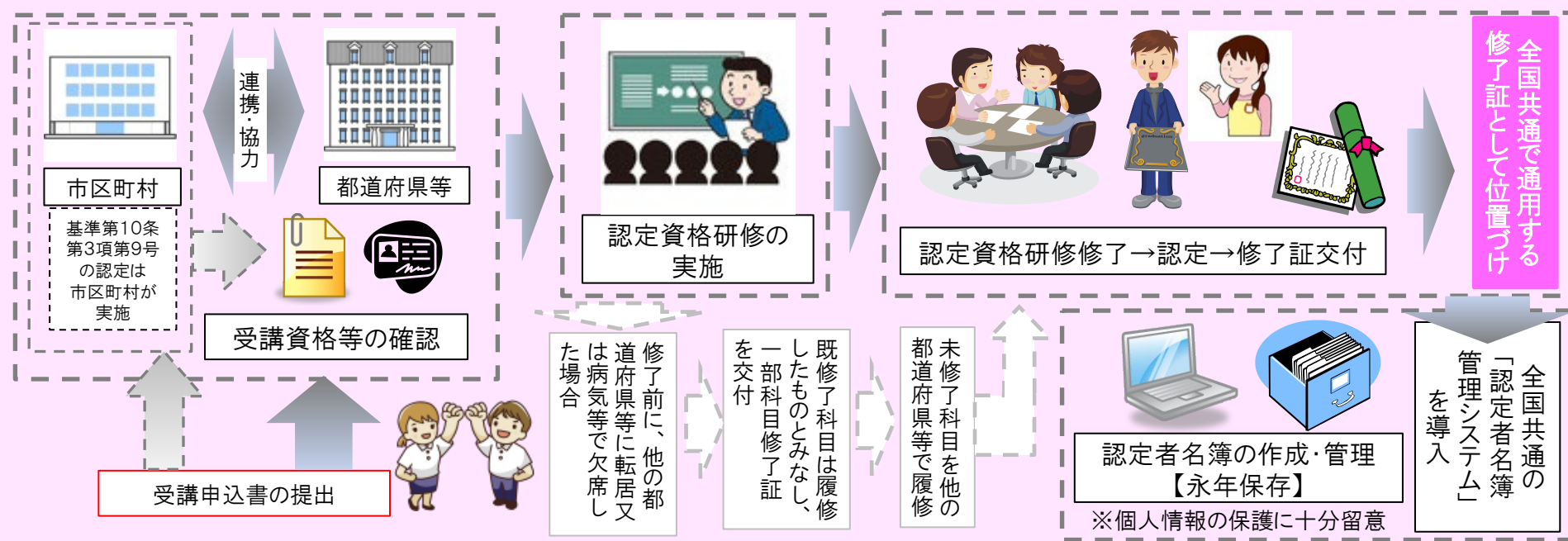
事 項	主 な 内 容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県等で、それ以外の者は現住所地の都道府県等で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名、指定都市市長名、中核市市長名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。
認定者名簿の管理	都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事 項	主 な 内 容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県等が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」を平成27年5月21日付けで都道府県あて通知を発出。

認定の仕組み(都道府県等の事務の主な流れ)



放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

③「子育て支援員」研修

「子育て支援員」研修について

趣 旨

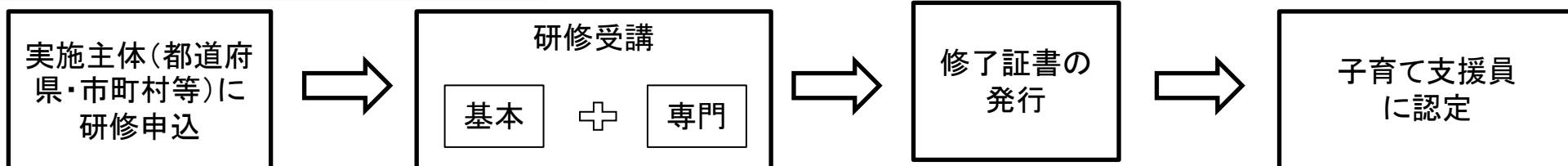
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

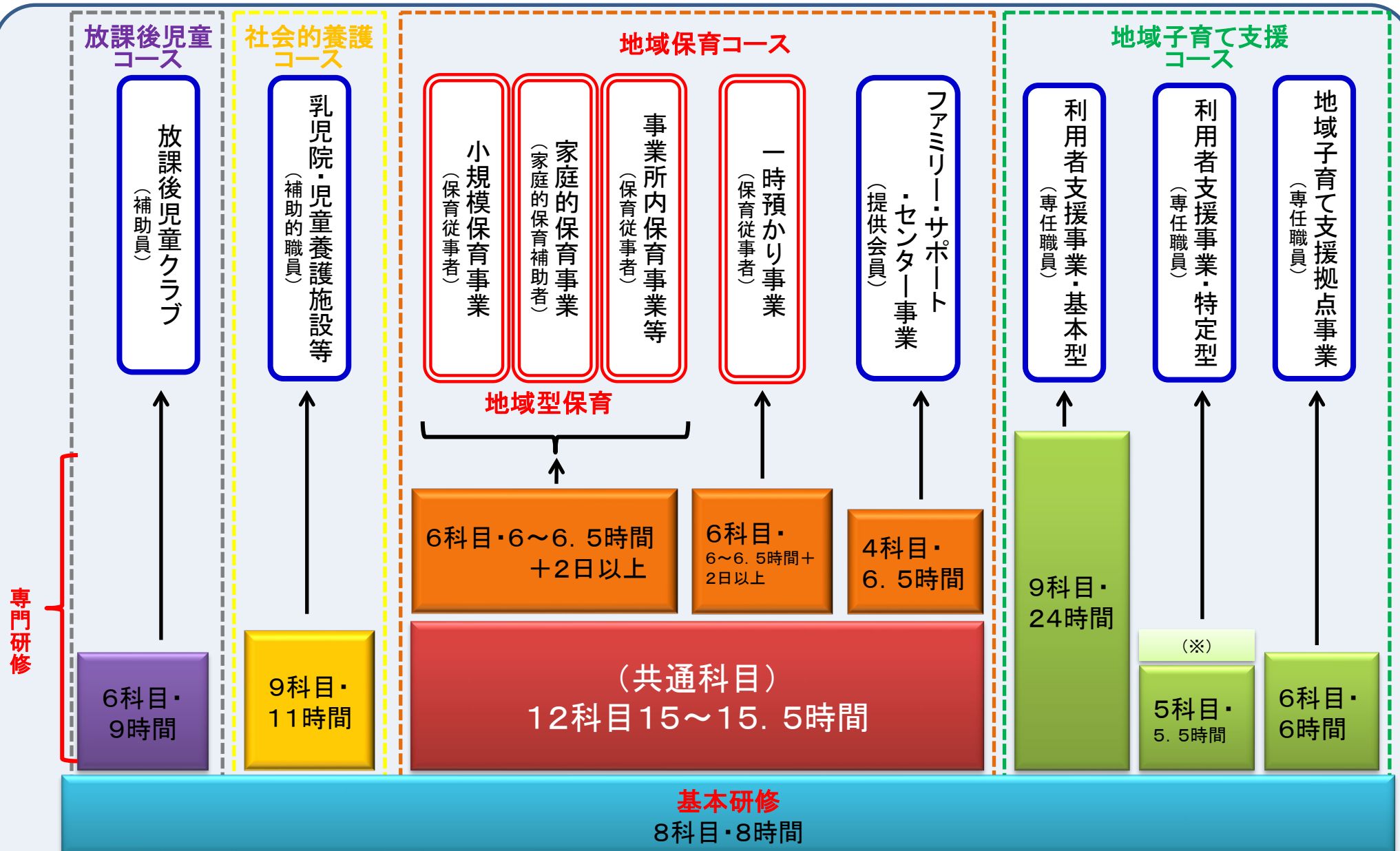
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事可能！

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧①

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥児童虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)

放課後児童 コース	6科目 9時間	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 (90分)	②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等 (90分)	③子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達 (90分)	④子どもの生活と遊びの理解と支援 (90分)	⑤子どもの生活面における対応等 (90分)	⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理 (90分)
--------------	------------	--------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------	--------------------------	------------------------------------

社会的養護コース	9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)		④家族との連携 (60分)	
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)	⑨施設等演習 (120分)	

地域子育て支援コース	基本型	9科目 24時間	①地域資源の把握 (480分)	②利用者支援事業の概要 (60分)	③地域資源の概要 (60分)	④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (90分)	⑤記録の取扱い (60分)	⑥事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～ (90分)	⑦事例分析Ⅱ～社会資源の活用とコーディネーション～ (90分)	⑧まとめ (30分)	⑨地域資源の見学 (480分)
	特定型	5科目 5.5時間	①利用者支援事業の概要 (60分)		②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (60分)		③保育資源の概要 (90分)		④記録の取扱い (60分)		⑤まとめ (60分)
	拠点	6科目 6時間	①地域子育て支援拠点事業の全体像の理解 (60分)			②利用者の理解 (60分)	③地域子育て支援拠点の活動 (60分)		④講習等の企画づくり (60分)	⑤事例検討 (60分)	⑥地域資源の連携づくりと促進 (60分)

子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧②

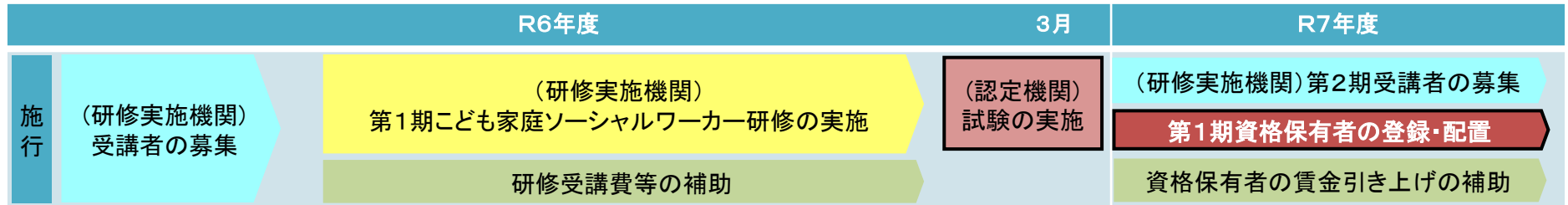
地域保育コース	16科目～18科目 21時間～22時間+2日以上		共通	12科目 15～15.5時間	①乳幼児の生活と遊び (60分)	②乳幼児の発達と心理 (90分)	③乳幼児の食事と栄養 (60分)	④小児保健Ⅰ (60分)	⑤小児保健Ⅱ (60分)
					⑥心肺蘇生法 (120分)	⑦地域保育の環境整備 (60分)	⑧安全の確保とリスクマネジメント (60分)	⑨保育者の職業倫理と配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児) (90分)
					⑪グループ討議 (90分)	⑫実施自治体の制度について(任意) (60～90分)			
	選択	地域型保育	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の保育内容 (120分)	③地域型保育の運営 (60分)	④地域型保育における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)	
			⑥見学実習 2日以上						
		一時預かり事業	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①一時預かり事業の概要 (60分)	②一時預かり事業の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)	
			⑥見学実習 2日以上						
		ファミリー・サポート・センター	4科目 6.5時間	①ファミリー・サポート・センターの概要 (60分)	②ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	③ファミリー・サポート・センターにおける保護者(依頼会員)への対応 (90分)	④援助活動の実際 (120分)		

④こども家庭ソーシャルワーカーについて

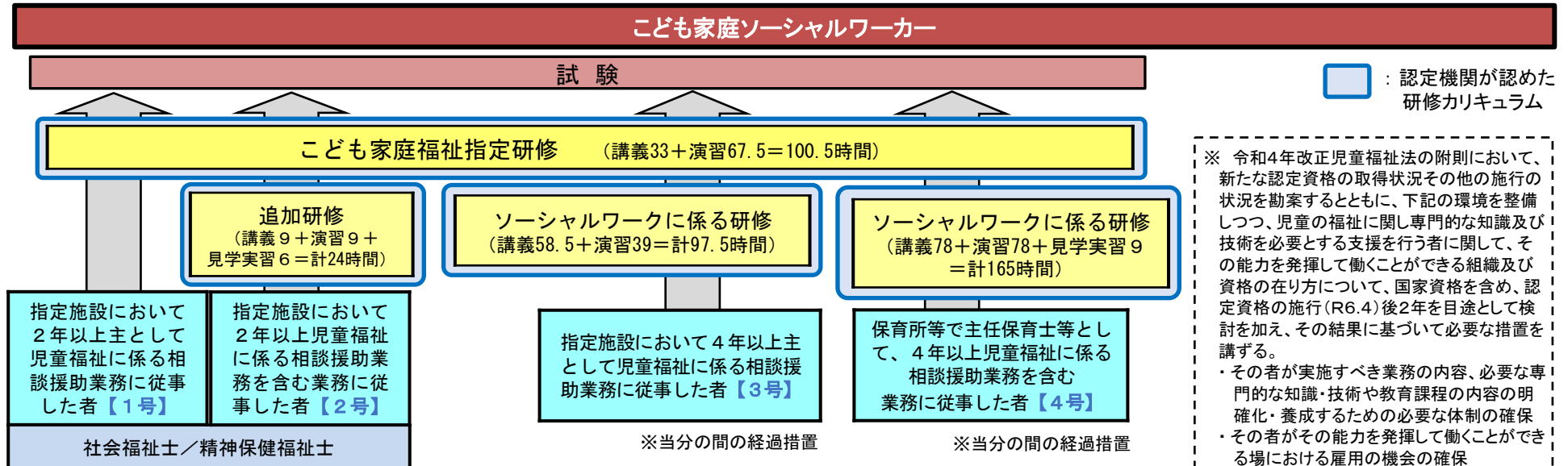
こども家庭ソーシャルワーカーについて

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、令和6年4月より、国の基準を満たした認定機関(※)が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)を導入。 ※一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 受講者には、こども家庭福祉の現場(児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等)で働いている者など、一定の実務経験を求めており、研修に参加しやすいよう、講義等をオンラインで受講できることとしているほか、研修受講費や賃金引き上げ等に対して補助を行う事業を実施。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司・市区町村こども家庭センターの統括支援員・地域子育て相談機関の職員・スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つに位置づけられている。研修の受講を通じて現任者等が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指す。

＜スケジュール＞



＜資格取得ルート＞



こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性

認定資格は、こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性のあり方について、以下の視点により3つの柱を整理した上で、具体的検討を進めてきたところ。

専門性の柱を検討する視点

- ・ 虐待を受けたこどもの保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、こども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること
- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、こども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度のこども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修等を経て取得する資格であること
- ・ 新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。）のものを想定すること

検討会で整理した新たな認定資格の専門性の柱

1. こども家庭福祉を担う
ソーシャルワークの専門職と
しての姿勢を培い維持すること

2. こどもの発達と養育環境等の
こどもを取り巻く環境を理解
すること

3. こどもや家庭への支援の方法を
理解・実践できること

こども家庭福祉に係る研修カリキュラム（追加研修含む）

こども家庭福祉に係る研修（指定研修）は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修（追加研修）の2種類がある。

指定研修

科目名	講義（計33時間）	演習（計67.5時間）
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義（計9時間）	演習（計9時間）	見学実習（計6時間）
こどもの権利擁護と倫理	1時間	－	－
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	－	－
児童相談所の役割と連携	1時間	－	－
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	－
社会的養護と市区町村の役割	1時間	－	－
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	－	－
こども虐待対応	1時間	6時間	－
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	－	－
見学実習	－	－	6時間

ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

ソーシャルワークに係る研修（ソーシャルワーク研修）は、こども家庭福祉の実務経験者ルートを受講者（計97.5時間）及び保育所等保育士ルートを受講者（計165時間）が受講するもの。

ソーシャル ワーク研修

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習 9 時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0 時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0 時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0 時間	9 時間

⑤児童発達支援管理責任者研修

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について

経緯、概要

- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられた。配置にあたっては、一定期間の実務経験及び研修（※）の修了の双方が必要。
※基礎研修＋実践研修の修了が必要で、実践研修修了後は、5年毎に更新研修の修了が必要。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられた。配置にあたっては、上記同様。

配置基準

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人（1名以上は常勤）
※利用者数61以上：1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - グループホーム、自立生活援助・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上：1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置（1名以上は常勤）
- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者については、原則職種間の兼務は不可
（グループホーム及び自立生活援助は、世話人又は生活支援員との兼務が可能）

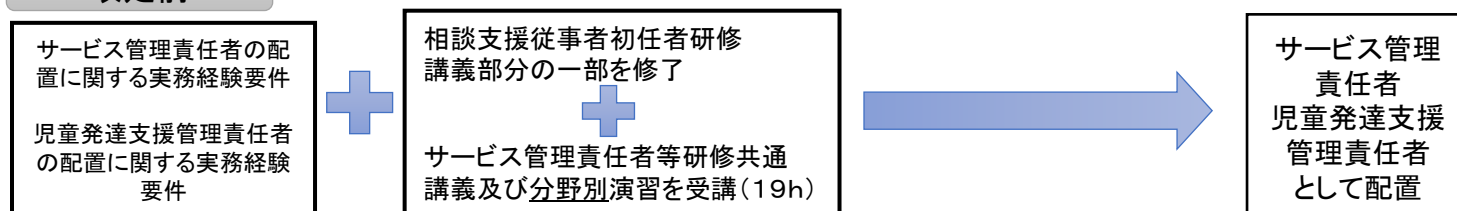
養成状況

- 平成18年度から令和3年度までの間のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修修了者の合計は、313,224人（令和元年度よりカリキュラムを見直し分野を統合しており、令和元年度以降は基礎研修修了者数を算入。令和4年度基礎研修修了者：29,330人、実践研修修了者：10,352人、更新研修修了者：25,481人）。

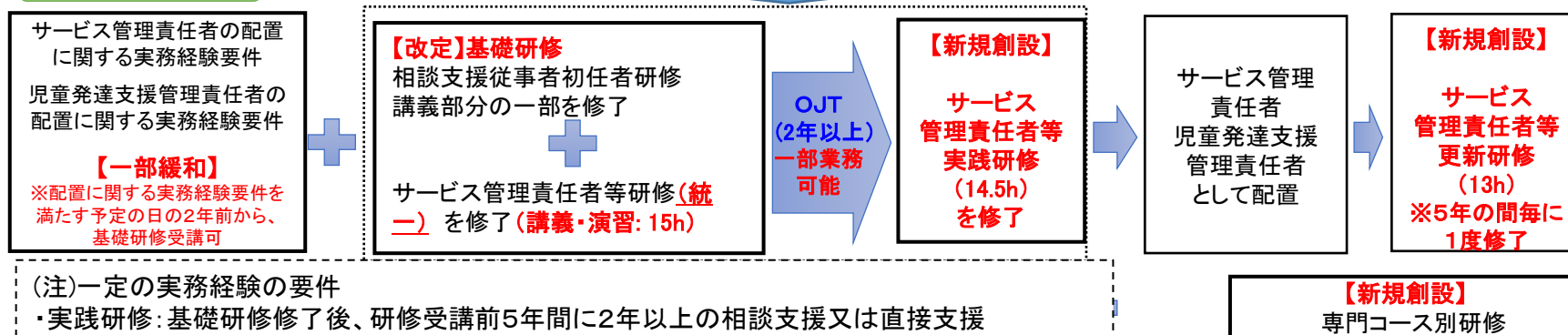
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



現行 H31(R1)年度～



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合**には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

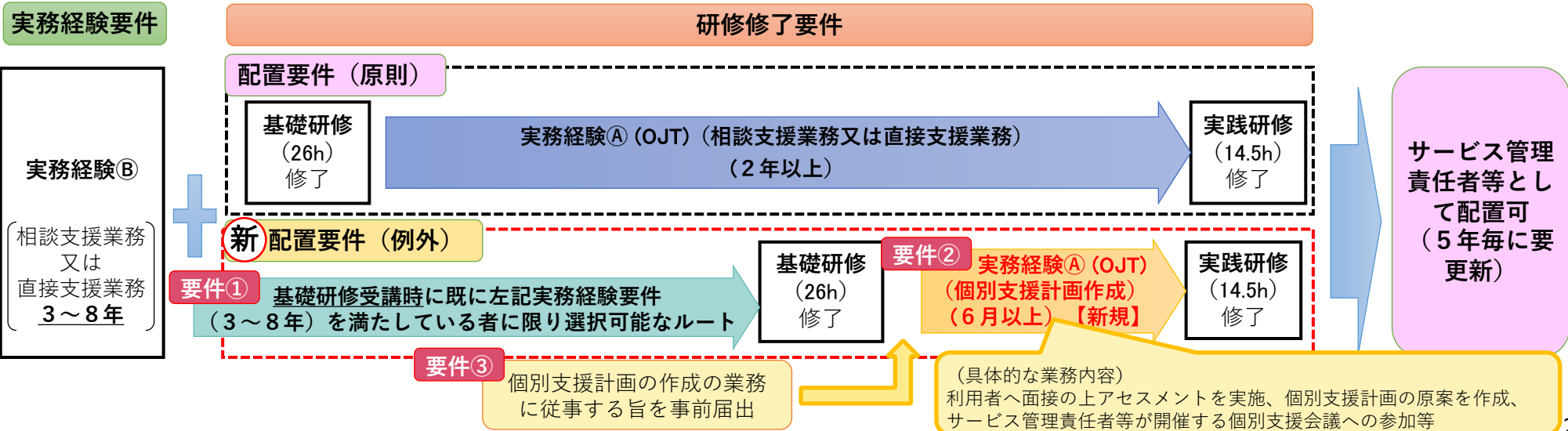
① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件⑥**（相談支援業務又は直接支援業務 3～8 年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



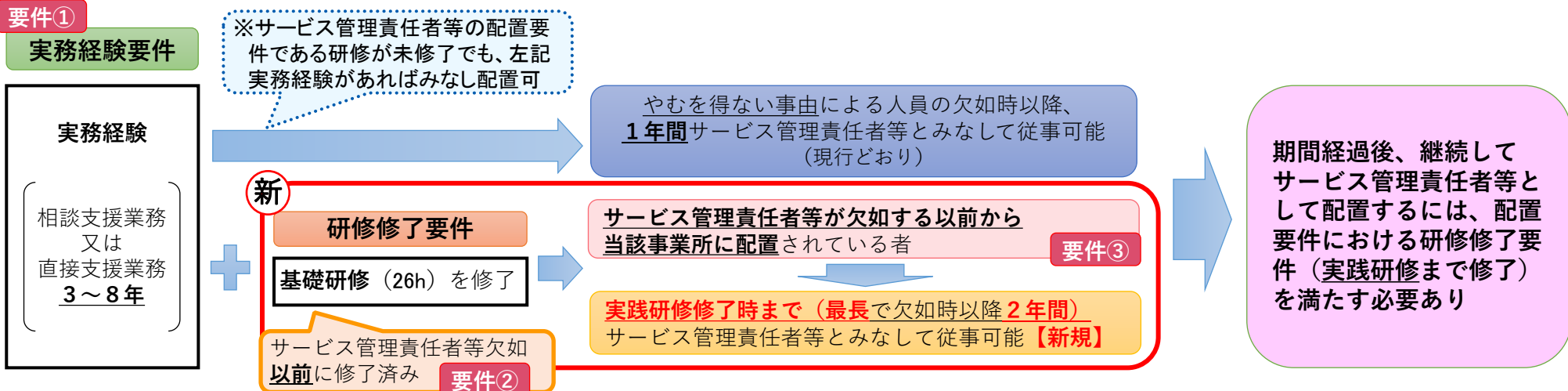
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※3	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、児童相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	(二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練・職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※1 上記(一)の相談支援の業務及び上記(二)の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※3 上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数		
			国家資格保有者※ ¹	有資格者※ ³	それ以外の者
障害児者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3 年以上		5 年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	ロ 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示ロ～ホ〕	(1) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5 年以上	8 年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※¹ 上記イの相談支援の業務及び上記ロの直接支援業務に従事する者で、国家資格等※²による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可）

※² 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※³ 上記ロの直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習（現行）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修（うち共通講義、演習部分）（見直し後）		時間数
講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 実践研修は令和3年度より実施

⑥相談支援専門員研修

相談支援専門員について

(基準)

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

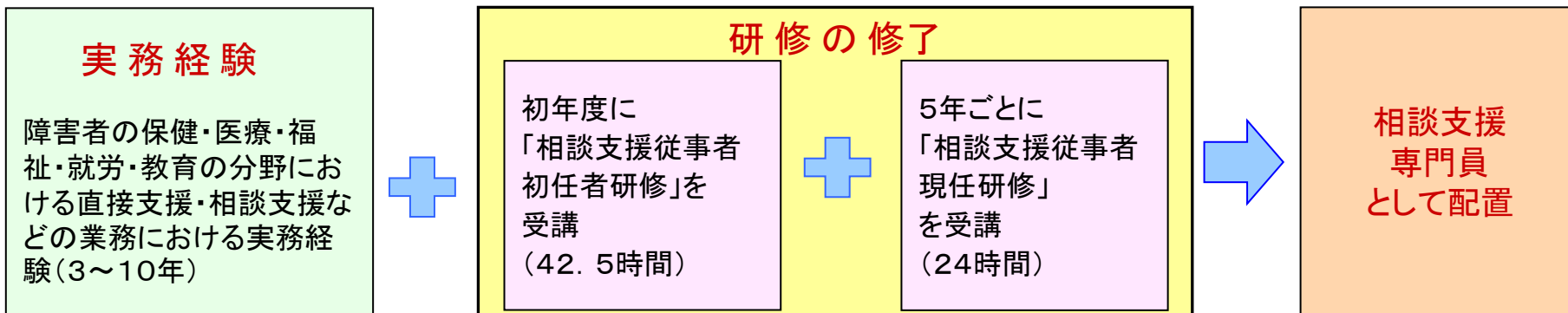
(経緯)

- 障害児（者）地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修（初任者研修・現任者研修）が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修（任意研修）を新設し、研修体制の充実が図られた。

(現状)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 11, 846箇所（令和5年4月1日現在）
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 27, 028人 （令和5年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



相談支援専門員の実務経験要件

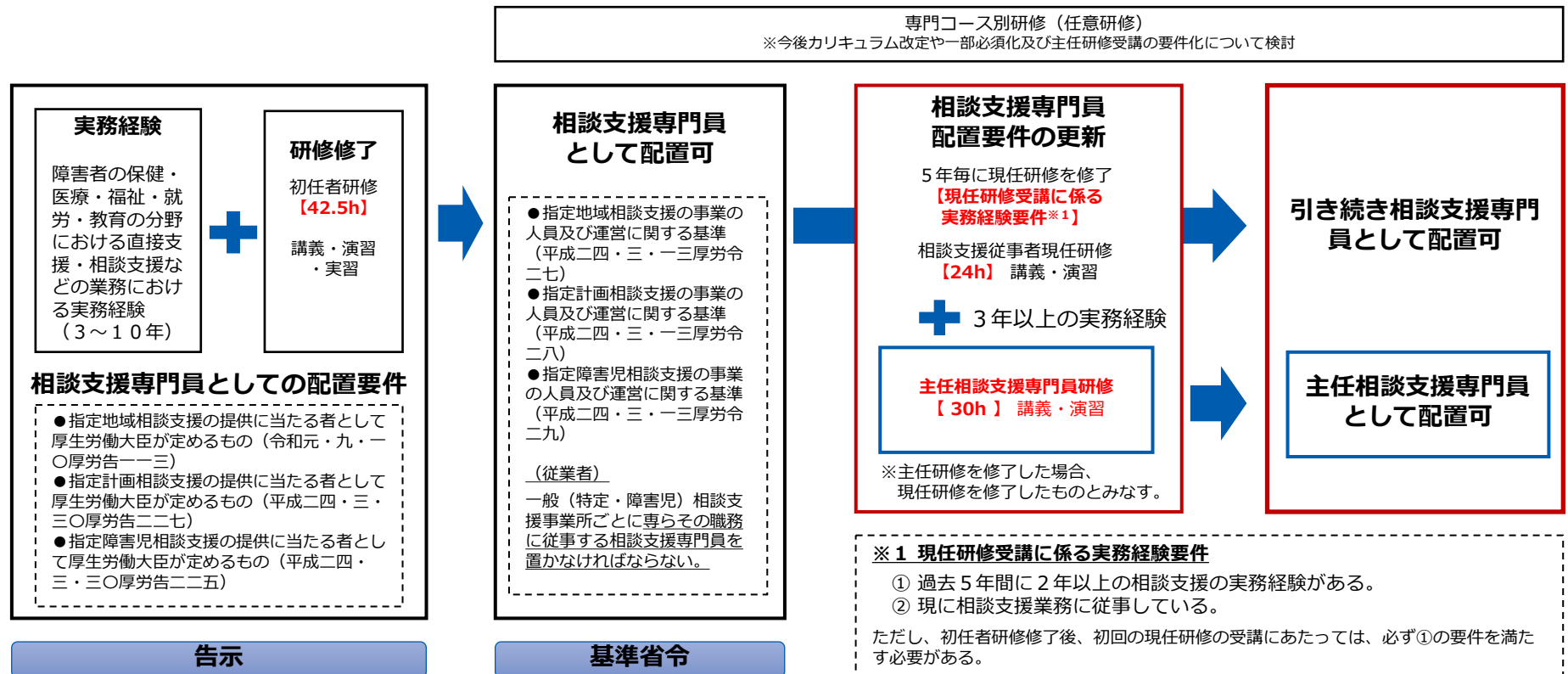
業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者	
	② 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

相談支援専門員制度について（令和２年４月１日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※１）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**（H30年度創設、H31年度～養成開始）。



相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修(旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修(旧)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

新 設

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

⑦専門コース別研修

専門コース別研修の拡充について

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修:講義名	時間数
意思決定支援	6h

R3→R4



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修:講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援(新設)	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援(新設)	14h	従前の就労分野の内容を補完

相談支援専門員研修:講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修:講義名	時間数	拡充理由
障害児支援	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通（都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能）。

- ⑧医療的ケア児等支援者養成研修
- ⑨医療的ケア児等コーディネーター養成研修

○ 研修の目的

日常生活および社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な児童や重症心身障害児(以下「医療的ケア児等」という。)が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

① 医療的ケア児等支援者養成研修

地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等に必要な支援を理解し、支援に関わる者を養成することを目的とする。

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケア児等に関する相談対応、医療的ケア児等のライフステージに沿った支援の調整や関係機関との情報共有、支援に必要な地域資源等の把握・開発など、地域において、医療的ケア児等の支援を総合調整する者を養成することを目的とする。

なお、総合調整する者以外に個別支援に係る調整等を行う者として、医療的ケア児等コーディネーターを地域に養成することを妨げるものではない。

○ 研修対象者

① 医療的ケア児等支援者養成研修

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者や今後支援したいと考えている者とする。

例えば、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、学校等において医療的ケア児等への支援に従事する者、今後支援に関わる予定のある者、ボランティア、学生等の幅広い対象とする。

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

市町村、相談支援事業所又は関係機関に所属し、各地域における医療的ケア児等の支援に係る総合調整を行う者とする。

なお、医療的ケア児等への支援体制、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数や活動状況等の地域の実情に応じて研修対象者の受講要件を検討すること。

医療的ケア児等支援者養成研修及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施の手引き(令和6年3月)②

① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラム

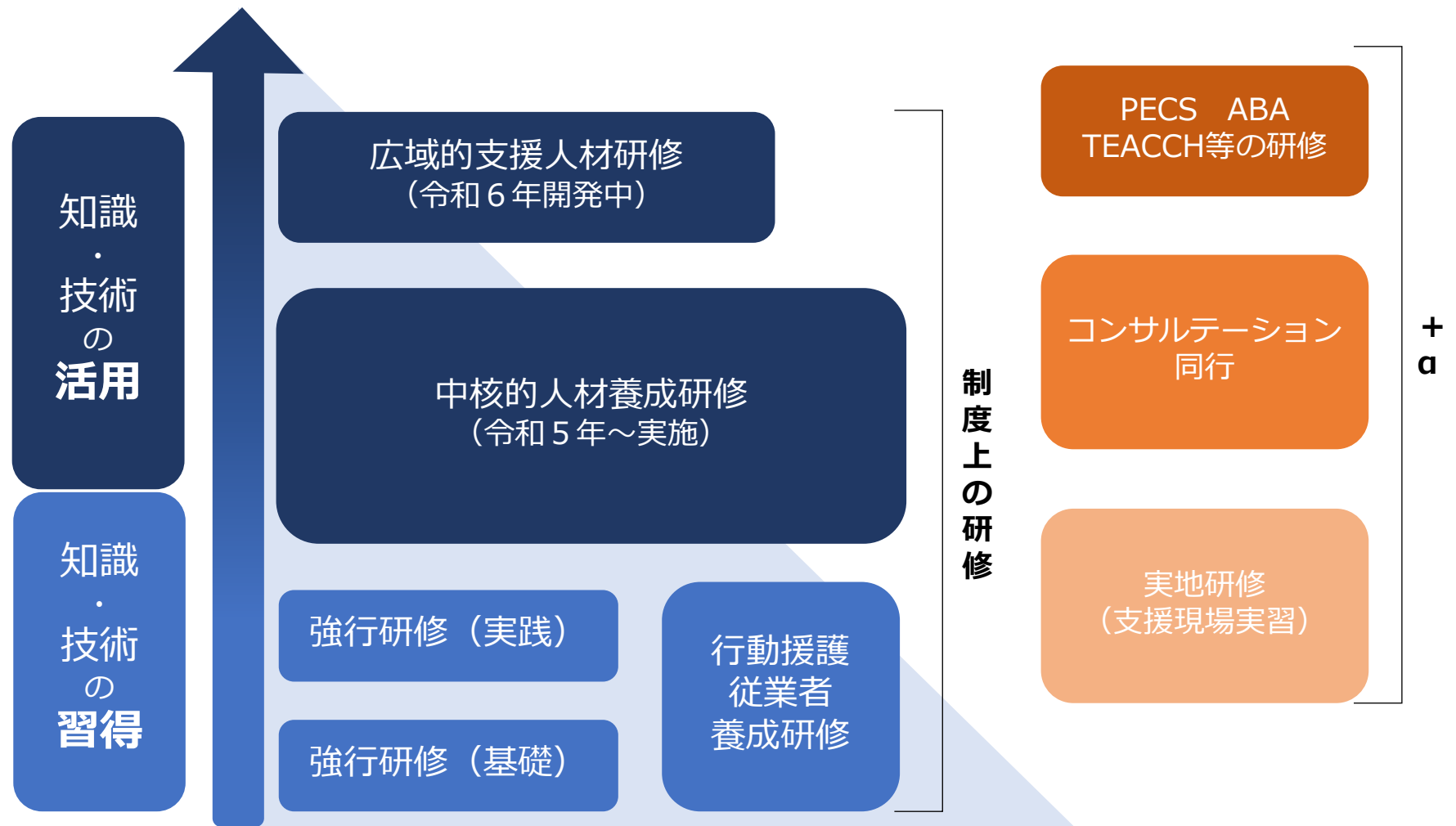
科目名	時間数	内 容
1 総論	1時間	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児等支援の特徴 ③支援に必要な概念 ④医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律
2 医療、保健	3時間	①障害のあるこどもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援(感染対策、摂食嚥下、口腔ケア) ⑤救急時の対応、災害対策支援 ⑥母子保健 ⑦訪問看護の役割と仕組み
3 福祉、保育、教育、労働	3時間	①本人・家族の思いの理解 ②支援の基本的枠組み ③福祉 ④遊び・保育 ⑤教育 ⑥労働 ⑦家族支援(きょうだい児支援・就労支援) ⑧虐待防止対策
4 連携	2時間	①小児在宅医療における多職種連携 ②連携・協働の必要性
5 ライフステージにおける支援	3時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤移行期における支援 ⑥成人期における支援 ⑦医療的ケアの必要性が高いこどもへの支援

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラム

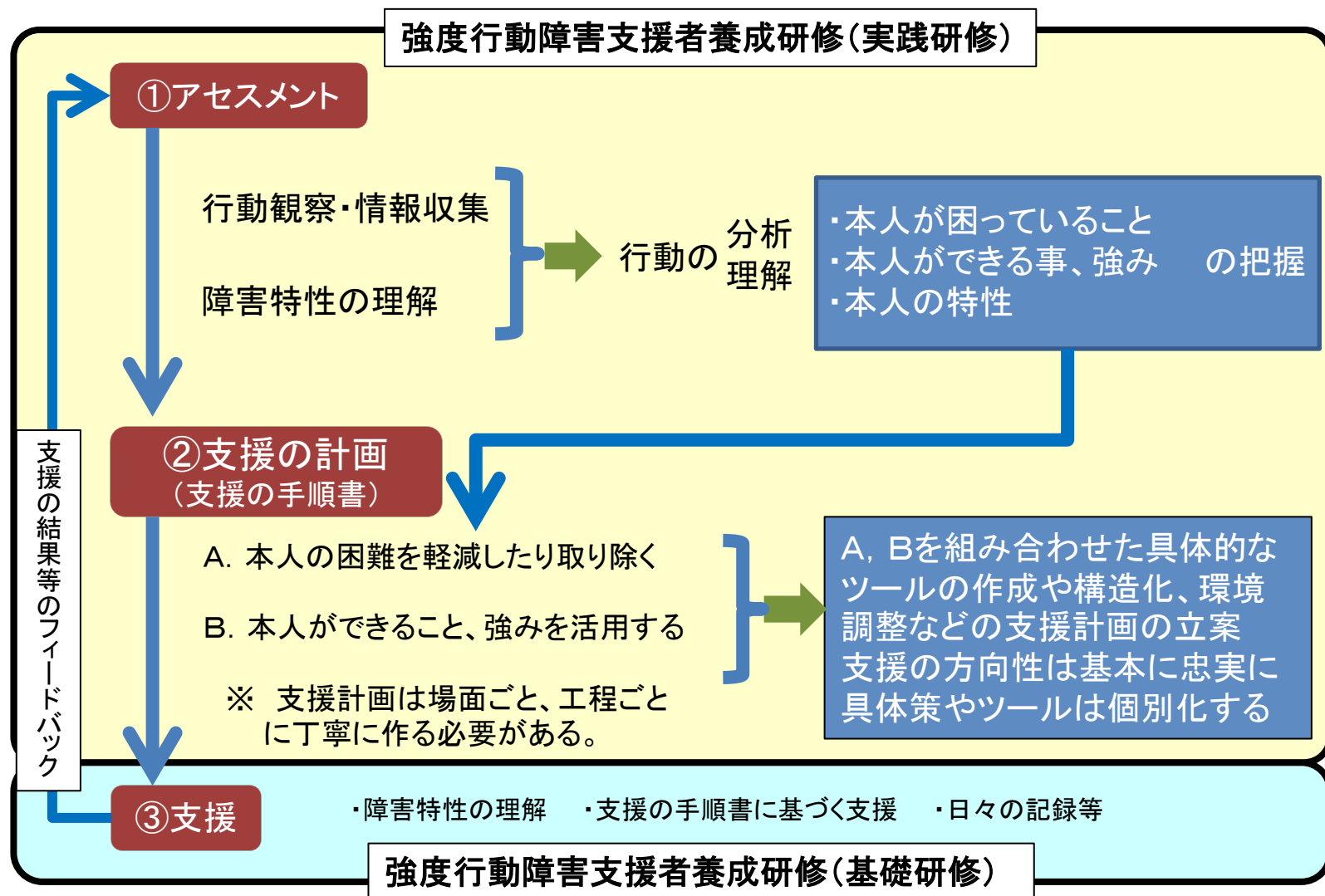
科目名	時間数	内 容
1 総論	1時間	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 ③医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割
2 医療、保健	3時間	①障害のあるこどもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援(感染対策、摂食嚥下、口腔ケア) ⑤救急時の対応、災害対策支援 ⑥母子保健 ⑦訪問看護の仕組みと実際の活動
3 本人・家族の思いの理解	2時間	①本人・家族の思い ②意思決定支援 ③ニーズアセスメント ④ニーズ把握事例
4 福祉、保育、教育、労働	3時間	①支援の基本的枠組み ②福祉 ③遊び・保育 ④教育 ⑤労働 ⑥家族支援(きょうだい児支援、就労支援) ⑦虐待防止対策
5 ライフステージにおける支援	2時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤移行期における支援 ⑥成人期における支援 ⑦医療的ケアの必要性が高いこどもへの支援
6 地域支援体制整備	3時間	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、保健、福祉、教育、労働の連携 ④地域の資源開拓・創出の方法 (資源把握、市町村・都道府県との連携)
7演習(計画作成)	7時間	演習に向けた計画作成のポイント 事例をもとにした計画作成の演習
8演習(事例検討)	7時間	事例をもとに、意見交換(グループディスカッション)・ スーパーバイザーによる計画作成の指導

⑩強度行動障害者支援者養成研修(基礎・実践) 中核の人材養成研修

強度行動障害が現れている人への支援スキル修得に関する強行研修の位置づけ



強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(実践研修)の位置づけ



強行研修のストーリー & 到達点

ストーリー	基礎研修	実践研修
①	強度行動障害について基本的なことを知る	支援を組み立てるための基本的な流れの確認
②	アセスメントに基づいた（情報を収集し、解決すべき課題を整理した上での）個別支援の大切さを理解する	アセスメントの具体的な方法を学ぶ
③	支援の具体的な方法を知る	支援手順書の作成方法を学ぶ
④	チームプレイの重要性を理解する	記録の方法と支援手順書の修正方法を学ぶ
⑤	適切な支援を続けていくための知識を得る	組織として取り組むことの重要性を学ぶ
到達点	計画された支援の根拠を理解し、決められた手順通りに支援をすることができる。	チームの動きをイメージし、支援の手順を考え文章化する。 また、支援結果に合わせ、支援及び手順の修正をすることができる。